

## 第五章 対南方施策の進展

「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱」の狙いとするところは、一  
は支那事変の早期解決であり、一は対華方施策の推進であつた。既に  
述べた如く、事変に対し長期持久の態勢に転移した日本は、その主な  
る関心を南方に指向した。その後歐洲の戦局は、独英間の航空戦及び  
潜水艦戦の激化の外は、小康を保つていたが、独逸の対佛決定的勝利  
の興奮は、未だ尚日本の朝野に残存していたのである。

### 一、対蘭印施策

先に述べた如く、昭和十五年四月米内閣は、蘭印の現状維持を希  
望する旨聲明し、世界の注目を浴びたが、蘭印は実に東亜に於ける石  
油の寶庫であり、日本の約二十倍に相当する約八〇〇万屯の年生産能

力を持つてゐる。日本は当時年額約五〇〇万屯の石油を必要としたが、自給能力は僅かでその一割にも及ばなかつた。

政府は、「総局処理要綱」の決定に基き、昭和十五年九月乃至十月の間商工大臣小林一三、次いで十二月芳沢謙吉大使を蘭印に特派し、蘭印との經濟的緊密化に就ての交渉を進めた。

政府は十月二十五日閣議に於て「対蘭印經濟發展の爲の施策」を決定しているが、その基本方針は「世界新秩序の進展に伴う經濟圈發生の必然性並び日独伊三国条約に基き速かに蘭印と經濟的緊密化を図り以て其の豊富なる資源を開発利用し皇國を中心とする大東亜經濟圏の一環となる実を擧げしめんことを期す」という強硬なものであつた。尤もそれ

は究極の目標であつて、当面の急務は、戦略物資輸出と軍事的所要費の取得である。

然るに、蘭印の米英依存の態度は極めて動搖であつた。即ち和蘭は、米英の対日經濟戰略の一翼を倚つていらるのであつて、蘭印との交渉は、實質的には米英との交渉と擇ぶところなく、所期の如く進展せずして荏苒時日を経過して行つた。

### 二 对佛印、泰施策

これより先、日本は昭和十五年六月十二日、泰との間で日泰友好和親条約を締結し、日泰間の緊密化を努めて來た。大本營陸軍諭は、泰國駐在の陸軍武官府を強化し、陸軍武官田村清太郎は、泰首相ビアンと親交深く、ビアン首相の親日的態度は益々助長せられた。二〇八

然し泰国内に於ける長年の英法勢力の争奪は、極めて根強いものがある、ビブン首相の政治力にも限界が存し、軍事的實効的影響強化は阻害せられ勝ちであつた。

一方日佛印開係は、八月三十日の所謂松蔭アンリイ協定成立以来、北部佛印進駐時の續争惹起にも拘らず、表面親密の度を加へつつある。かく見えた。この間、米、ゴム等の重要物資の取得を主とする日佛印総交渉が進められた。これが爲政府は、松宮大使を佛印に特派していた。然るに佛印内には、ウシード政権とドゴール政権の兩勢力が錯綜し、裏面に於てドゴール派の反日策動が行はれ、佛印の対日態度は不眞不離ともいはべき実情に在つた。

偶々昭和十五年十一月以来、泰國の佛印に漸する失地回復要求の端を経て、以前、泰南に臨境紛争が発生した。日本はこれが譲停を買つ

て出ようとして、その旨を泰、佛兩國に申入れたが、佛國は受諾の回答を灑いていた。

十二月十二日の大本營政府連絡懇談会に於て、松岡外相は松宮大親王意見書を披露して、大本營の関心をひいた。それは、先づ速く佛印問題を片付けよ、それか爲には南部佛印に兵力を派遣する必要ありということであつた。

この頃から、軍部及び外務省は、対佛印、泰施第の討誅に忙殺やられることとなつた。「時局処理要綱」に於て漠然と大きく取りあげられたところの南方問題の解決は、とにかく至つて漸く具体性と現實性を帶びて來たのである。

英蘭は可分なりや不可分なりやの問題は、此の頃に於ては、既に不

可分論が大勢を制し、若し日本が蘭印に對し武力を行使する場合は、當然英は起つべく、従つて馬来に及する武力行使を必要とする。これが爲に、南部佛印及び島し得れば泰、軍事要地を獲得することか不可欠の条件であつた。それは大本營に於ける戰略研究の具體化の件も当然の歸結であつた。

又かかる武力南進策を取らない場合に於ても、佛印、泰に於ける米、ゴム、錫等の戰略物資の取得は、日本の自給自足態勢確立の爲、當面の急務とせられていた。

かくして、先づ佛印及び泰を日本の陣營の一環に抱擁することに決まり、しかも、それが実現に幾多の困難を予想せられるに至つた。この場合、日本が南部佛印及び泰に進出すれば、勢い英米との關係が

悪化することを当然予想しなければならないのであるが、当時大本營  
陸海軍部及び政局は、英米に対する戦争決意の有無に關する根本問題  
だけ深く觸れることをしなかつた。従つて対佛印泰施策の關する限り、  
概ね歩調が一致していったのである。

而して此の歩け於ける日本の対佛印、泰施策の方針は、佛印を犠牲  
として泰を掌握するという氣持であつた。大本營側の端的な狙いは、  
日泰軍事協定を締結し、泰内に航空基地を設定し、航空兵力の暫定駐  
兵を実現することであつて、その方が、南部佛印にこれを求めるより  
も應諾を得易いと考へられていた。即ち佛印、泰の境紛事を泰側に有  
利に諱停することにより、泰の同意を取り付けようという考え方であつ  
たのである。佛印との間にも軍事的協力、隣境の設定せられることが、

希望するところであるが、現に交渉中の經濟協定の成立がより急務であると考へられていた。

十二月二十日、佛泰兩國共日本の紛爭調停申入れを拒絶して來た。かくして、十二月二十七日大本營政府連絡懇談会に於て決定せられた對佛印、泰印策は次の通りである。

「泰及佛印に對し採るべき帝國の措置」

一方 针

速かに日泰間の接觸不離の關係を設定すると共に佛印に對しては強硬なる態度を以て機宜所要の威壓を加へ我方要求を容認せしめ且泰佛印間の外交調整を促進す。

（回）泰印の側面で政治・軍事協定及經濟協力協定交換を開始す。

（回）佛印が開する日佛交渉を開始し泰印の經濟的・軍事的・政治的要要求を提示し既に經濟的要求の即時答認並に泰佛印國境紛争の解決を要求す。

佛印して應せざる場合は我主張貫徹の爲松阪アンリ一協定の破棄を予定し之に伴う所要の措置を講ずるものとす。

### 註

（回）開する具体的の措置は次してけ別途決定す。

右大綱の決定後、逐一具体的の措置が考究せられると以て、佛印・泰印の國境紛争は逐次擴大し、当初は泰佛の戰勢が有利であつたが、一月中旬に至り逆転し、一月十九日には駐泰二見公使から、泰の數倍機動

として英國の諜停第勅表曲化を企図の至無報が寄せられた。

三一五

この奥松岡外相は、訪歐の際於けり外交方略を継つてあり、対佛印、泰施策にはあまり熱意がない上りて虚受けられ、しかも外交大權は独立外相の輪留するところであつた。外交は俺にまかせて置けといつた態度で、特別は一体陸海軍はシンガポール攻略の決意があらゆるとうから、その決意を限りなく泰軍事同盟の締結など不明能であるとうそぶいていた。大本營側は陸海軍に対する外相一流のかけひきで恭かと聞き流してはいた。

然し松岡外相としては、おもむろに佛印、泰に対する交渉開始の機会を狙つていたもののように、前記二見公使電に、遅かれ早かれを促進するごととなつた。

即ち一月十九日、大本營政府は總額懲罰金千圓を、前記十二月二十  
七日決定の具体的指標として、次の如き「泰・佛印紛爭諱停に關する  
緊急處理要綱」を決定した。

泰・佛印紛爭諱停に關する緊急處理要綱

一方針

泰をして英國の居中諱停を拒絶せしむると共に帝國は兩國に対し  
所要の威壓を加へ紛争の即時解決を図る。

二 泰に対する措置

(一) 失地問題の陳述し日本が從来取り來りたる居中諱停の立場に鑑  
み英國側の申出を拒絶せしむ

(二) 日本は佛印を脅迫し即時停戦せしむことを保障す

(三) 好機を捕へて日泰間新協定特に軍事協定取極めに關し原則的諒解を取付く

三、佛印け対する措置

- (一) 直ちに佛本国及佛印当局に對し即時停戦方申入る
- (二) 前項居中調停に對する帝國の態度としては英國華への聽停依頼は松懈アンリ一協定の趣旨に違反するのみならず極東の安定期東亞新秩序の建設並に支那事變処理に重大なる關係もあり帝國の斷じて駁視し得ざる趣旨に據ること
- (三) 右の件い佛印け対し所要の威嚇行動を開始す  
威嚇行動及武力行使に關しては別に定む
- (四) 右決定の「所要の威嚇行動」とは、一部の海軍艦艇による南支那海

海面に於ける示威航行と、側々必要な北朝鮮印駆電陸軍兵力の交代時機を利用し、一定期間軍復駆曳行うといふのである。

この会談に於て、松岡外相は日泰軍事協定成立の困難を強調し、これが提案の時機は好機を捕へて行う如く原案を修正した。外相の眞意は、差当り国境紛争の居中諒停を行い、單に泰、佛印との政治的協力關係を強化するに止め度いもののようであつた。

當時大本營陸海軍部の情報部が、世界情勢を如何に觀察していくかは、興味ある問題である。一月二十一日軍令部の対英及び対米情報課長は參謀本部に於て、次の如き骨子の講演を行い、大本營陸軍部の注目をひいた。

・米は差し当り対独宣戦を行わないであろう。

2. 米は急速なる対日全面禁輸を行はないとあらう。

3. 米海軍の軍備擴張は五乃至七年の間にスターク案が完了し総計三

〇五万屯<sup>レバ</sup>達する。現在日本との兵力比は際同等であるが、スターク案完成の際は日本を現状の艦とせば日本の二倍<sup>レバ</sup>なるである

う。

4. 日本が南部領印<sup>レバ</sup>出兵するも英は起たないであらう。

5. 海の英本土上陸作戦の成否<sup>レバ</sup>、制空、制海權の歸趨<sup>レバ</sup>よつて左右せらる。然し獨<sup>レバ</sup>潜水艦と飛行機とより英を屈伏せしめ得る算が大である。

6. 英本土を攻撃せられた場合、英國が手を擧げか最後戦うかは不明である。

2. 英艦散れたる場合、英海軍と米海軍と合流するも好むべく思はず。

3. 右の場合英海軍の一部はカナダ、一部は東洋に逃避するであろう。  
かくして、日本は佛、泰兩國に居中調停を申入れ、兩國の應諾を得  
て、二月七日より東京に於て調停会談が開かれることとなつた。然る  
にこの居中調停の成否には、佛側の態度に鑑み多分の疑問が持たれて  
いた。前記一月十九日決定の「緊急處理要綱」に於て、佛印に対する  
武力行使に關しては、「別に定む」としてこれを保留せられてゐる。斷  
停会談に臨むの方りては、この問題を明確にして置くことが必要であ  
つた。特に陸軍統帥部に於ては、武力行使の爲めに予め國家意志を決  
定して、それが基事所要の準備を行わねばならなかつた。

しかも大本營陸海軍部としては、この際從來の懸念たる如佛印、泰施

策、勦中その軍事基地の設定を強行しようとする希望があつた。それは、独逸の昭和十六年春季攻勢が英本土に指向せられる場合を、當時尙依然として予想していたからである。これが爲三、四月頃迄に南部佛印及び泰國軍事基地を獲得整備して、歐洲戦局の進展に因りせんとし得たのである。

此に於て、要めて確乎たる對佛印、泰施策を確立するの必要を認め、一月下旬急遽陸海軍及び政府の間に、屢次亘る討議が行われ、一月三十日大本營政府連絡懇談会に於て、次の如き「對佛印、泰施策要綱」が決定せられた。これは當時に於ける日本の具体的南進政策の全貌を示すものである。この頃連絡懇談会には、特に平沼内務大臣も出席してはいた。

## 対佛印、泰施策要綱

### 第一 目的

大東亜共榮圏建設の途上に於て帝國の当面する佛印、泰に対する施策の目的は帝國の自存自衛の爲佛印、泰に対し軍事、政治、經濟亘り緊密不離の結合を設定するに在り

### 方二 方針

- 一、帝國は速に佛印及泰に対する施策を強化し目的の貫徹を期す
- 之が爲所要の威懾を加へ已むを得ざれば佛印に対し武力を行使す
- 三、本施策は英米の策諭を排し敏速に之を強行して成るべく速く目的を構成す

### 第二 総括

一、帝國は矢地問題処理を目標とする佛印、泰間紛争の居中調停を勧  
請し之を契機として帝國の佛印、泰兩地域に於ける指導的地位を  
確立する如く施策す

二、總務省にてけ成るべく速に日、泰協定を締結し佛印に秀土には絲  
路交渉の速決を圖ると共に機を見て日、佛印間結合關係を増進す  
べき一般的協力並び佛印、泰間紛争防止を保障及日、佛印間通商  
交渉擁護を目的とする軍事的協力を認する協定を締結す

右協定に於て充足せらるべき帝國の政治的及軍事的要要求左の如し  
右佛印をして佛印に對しう三點と一切の形で於ける政治的軍事的  
協力を爲さざることを約せしむ

何佛印特定地域に於ける航空基地及港湾施設の設置又は使用並

之が維持の爲所要機関の設置

い帝國軍隊の居住、行動に因する特別なる便宜供與

三、政戰兩略の妙用を勘する爲速に所要の作戰準備を整うむと共に武力行使の時機は予め機を失せず之を定む

四、交渉の経過に応じ適時威壓を増大し目的の達成に効む

右威壓行動に對し佛印が武力を以て抵抗せば當該部隊は武力を行使するも之を強行す

五、佛國が紛争解決に應ぜざる場合は佛印に對し武力行使を予定し其の發動は別に決定せらるるものとす

協定締結を拒否する場合に於ける武力行使は予め之が準備を爲すも其の發動は當時の情勢に依り決定す

右武力行使は佛國をして我要求に聽從せしむるを限度とし武力行使後於ても極力佛印の治安維持、政治經濟等は佛印當局をして坐らしむれめ勉む

大泰にして我要求を拒否する場合に於ては日、泰協定の内容を変更し又は威壓を加うる等極力我要求を容認せしむるに勉め如何なる場合に於ても樂をして英、米側に赴かしめざる如く施策す

大本施策に應する如く帝國の輿論を統一すると共に、徒に英、米を対象とする南方問題を激化せしめ無用の摩擦を生ぜざるに留意する本要綱の提案も大本營陸海軍部よりなされた。佛印に対し武力を行使する問題に就て、陸海軍相はかなりの難色を示したが結局同意した。問題は、外交大權を振り廻はす松岡外相が本要綱を呑むか否かけあつ

た。大本營側から提案した原案に於ては、方針が二項で、本施策は三月末を目標として実現を期する旨が、記述せられてゐたが、果して外相は斯日を割り出すことの同意せず、又佛印に対し武力を行使するとしても反対した。その眞意か、かかる早急且強硬な施策に根本的に反対なのか、或は外交的俺に至かせて置け、俺が武力を使ひすぎりやつてやるといふことなのか、測り難いものがあつた。

近衛首相は会議に於てあまり発言しないのを常とした。近衛首相の意中で、大本營側の判然としないままに、異議なき限り同意として処理せられて行つた。

結局会議の結果は、三月末を目標とする件を削除し、その代り「方針の方針の二に附し本施策の目的達成は三、四月頭を目標として外交

上最善を盡すべし」という「対佛印、奉施策に關する覺」をつけることとし、又武力行使に關して多分に幅を持たず如く緩和修文せられてゐる。

二月一日、政府は本要綱の趣旨に關し閣議決定を経たる後、近衛首相、伏見宮軍令部總長、杉山參謀總長は、列立して上奏し天皇の裁可を仰いた。三者の上奏全文は次の通りである。

軍令部總長上奏

謹みて大本營及政府を代表して上奏致します

帝國は義理昭和十五年七月大本營政府連絡會議於て「世界情勢の推移に伴う時局處理要綱」を決定致しまして帝國を中心とする大東亜共榮圏の建設に向い著々之が具現に努力致して参りました。

惟うべ佛印及泰は大東亜共榮圏の有力なる一翼で觀照いたして此の  
兩地域に対する帝國の施策は現下の國際情勢に於テ審査せ取り極めて  
重要なる事項で御座います

今日迄此の兩地域に対する施策に關しましては個々の問題に就き大  
本營政府間で其の都度一致しました意見に基き施策を進められてまし  
たが佛印及泰内外の情勢より見ますも將又帝國四冊の情勢より致  
しましても帝國の本施策実行は政戰兩略の不二一体的敏速なる行動  
を要するものあるを痛感する次第で御座います

故に帝國は速に明確不動の基策を決定致しまして施策の統合推進を  
圖るの必要があり至るので一月三十日大本營政府連絡會議に於テ

慎重審議の結果完全なる意見一致の下に本要綱を決定し茲に大本營

二二八

政府共同して上奏致しまする次第で御座います。

内閣總理大臣上奏

謹みて上奏致します

只今軍令部總長殿への上奏せられましたる如く、本要綱は大本營隊用間で十分なる連絡を遂げ、完全なる意見の一致を見たもので御座ります。

以下本要綱中所要事項の御説明を申上げます。

一、本施策の目的及方針に就きまして

大東亜共榮圏建設の途上にある現段階に於きまして、支那事變処理を中心とする外郭的施策並に帝國の必需資源確保の見地より、佛印及泰と帝國との間で軍事・政治・經濟に亘る緊密なる結合関

保を設置致しまことば、帝國の自存自衛の堅急を眞諦覺せん  
指置で御座います。

此の際、佛印泰の如き強固依存、兼つて變節常なき因に致しまし  
ては、帝國は毅然たる決意を以て坐み、要すれば所要の威懾を加  
へ、特に佛印に対しましては、已むを得ざるに於ては武力を行使  
するも、目的の貫徹を図るの決意を必要と存します。従つて、本  
施策の準備及実行に當りましては、各般に亘りて政戰兩略の一體  
的活動の緊要なるを痛感する次第でござります。

現在佛印、泰兩地域に不安定状態が存在致しまることは、既に  
列國の策謀を誘致しある処、逐日此の傾向を激化しあるに鑑みま  
して、帝國は機先を制して速に兩地域に對し、指導的地位を確立

し、目的の達成を期することが必要であると存じます。

特に歐洲方面戦局の発展に伴い、國際情勢の激変を予測し難まることはありますので、此の際政戰兩略の完全なる一致の下に、成し得る限り速かに本施策の目的達成に努めなければならぬと存じます。

### 二、外交施策に就きまして

佛印及泰の紛争は、帝國の希求する極東の安定に重大なる關係がありますので、帝國は断じて默視し得ざるの態度を以て、居中調停を強行中で御座います。

右居中調停のみを以てしけしては、帝國の佛印泰に対する指導的地位を確立することは困難のこととて御座いますので、之を契機と

しまして、帝國との結合關係を更に確定化する爲め新協定を結むこと  
が必要と存じます。

右の指置と関連致して上て、參列官は本件六種より上奏數し  
ましたる所に依り、新協定を締結し、又佛印に對しても、概  
ね同一趣旨の協定を締結致し度いと存じます。

但し佛印に対する新協定締結の時機は、目下佛國が我が居中調停  
を原則的に容認し、現地の交渉が進められつつありますとの勧諭  
に於きとする對佛印施策の推移等を勘案致しまして、充分慎重方  
ハ必要としますので、特に好機を見て行うことと致します。

佛印と新規締結致しまする新協定の内容は

相彼我友好關係の持続並に我經濟提携の實行保障に與する相互協  
定

三三二

四 横印、泰問題解決の保障及日佛印簡通商交通擁護を目的とする。

五 諸問題の了結

六 本件に就いて、既中佛印をして横印に対し、オ三四函と一月の形が沙汰を除消及軍事協定を約せしめざることだけ、帝國と致しましては、諸般の情勢上是非充足する所覺します。

尚軍事的事項に就きましては、參謀總長より申し上げることと存じます。

又帝國と致しましては、日泰協定に就し得る限り之が締結を希望致しまするので、泰が志じまむ如義命にて、御在の御泰主御相と

0259

或は情勢に依り一般的的防守開港の形式を採る等、其の内容を変更し、又佛印施策の進展、泰國沿岸に対する帝國艦船の巡航等に依る直接、間接の威嚇を加へまして、如何なる場合に於ましても、泰そして英、米佛が赴かしめざる様、周到なる施策を期して居るので御座ります。

尙從来帝國の輿論は、動もすれば徒に蘭印、「シンガポール」等の問題に言及し、無用に英米を刺戟するの嫌がないでもありますので、本施策特に其の目的に即應致します様、輿論を統一指導し度いと存じます。

參謀總長上奏

謹みて只今總理大臣の御説明を引続きまして軍事に關する所要事項

二三門

の説明を申し上げます

一、日佛印協定中軍事的事項に就きまして

日佛印協定に含みまする軍事的事項と致しましては佛印・泰  
間紛争防止の保障並に日佛印間通商、交通の擴張を目的とし併  
て将来の情勢により取扱を計らひたる兩方間諒解にて  
顧慮し之が必要とする軍事基地即ち航空基地及沿岸施設の設立並  
に之が使用を充足せんとするので顧慮します從つて爾都佛印は兵  
力を駐屯せしむることが目的では御座ひませず佛印が我孫子を顧  
認しましたる場合に於きましては平和的に右軍事基地維持のため  
必要な軍事的機関を常駐せしむるに過ぎないの如前述べ  
ます。

右の外現地の実情に鑑みまして西原、「マルタン」現地協定の實質的修正の要求即ち主として帝國軍隊の居住行動に關する特別なる便宜供與をも此の事項の中に含ましめ度いと存じます。

二、本施策遂行の爲必要とする作戦準備と武力行使とが既まして佛印、泰施第の目的に鑑みまするとき其の実施に於て政戰兩略一體となり変通應機の妙用を發揮することが特に必要で御座います。特に更に威嚇を強化し、或は新規派兵し若くは武力を行使する等の爲めは部隊の整備、船舶の準備等各種の素因より相当の時日を要しまするので此の際過かに必要最少限度の作戦準備を整えむ必要が御座います。

又某程度の準備を整へましても部隊が目的地に行動し得る迄にも  
相当時日を要しますので已むを得ざる場合に於ける武力行使の  
時機は就まましては政戦兩方面からする予見洞察により適時廟諭  
を以て之を決し以て外交行爲と武力行動との間に間隙なからしめ  
政戦兩陣の不二一体的關係を全からしむこととの切要を痛感する  
もので御座います

本施策の遂行の方よりましては為し得る限り武力行使を避け威壓行  
動の範囲に於て目的の貫徹を期し度いことは申す迄も御座います  
人従つて我威壓行動は極力佛印側との衝突を回避するに努めます  
若し佛印軍が我に挑戦する場合に自衛の爲武力を行使致しまして  
も勿論佛印に對し全面的の戰斗を実行することなく努めて局地的

而解決するを本旨と致します。

本義は實に已むを得ず武力を行使致しまる際の其の武力行使の本義を闡明にする爲特に武力を行使する場合並に眞の限界を明示する必要があると存じます。

佛印に対し武力を行使致しまるのは佛印が紛争解決の應せざる機会を御座ひまして例えば停戦実行を確守せざるか又は參謀天機を遅延しない場合等を指すので御座います。

又協定の締結に應ぜざる場合武力を行使致しますか否やは情勢に依り決定せらるべきで御座りますが之が準備は予め整へまして隨機應変の妙用を發揮するに支障なきやう致し度いと存じます。次に武力行使の限界は佛印として我夢求む難能せしむる所以て限

度と致しまず總つて本佛印を席捲占領しよりとするのでは鎮壓いたせずして其の範囲は中南部佛印に於ける暴虐に限らずせらむ且之が発動は別れ定めらるべきものと存じます

又武力行使既に於けるましても佛印の現軍事・政治・經濟組織は爲し得る限り之を利用するもので御座いまして若し現佛印政權が潰滅し治安の攪亂を見るに至りましたる場合は已もを得ず佛印の勢域に対し占領地統治を行はねばならぬよう相成りまするか此の様な事態は極力回避するに勉むべきものと存じます

軍令部總長上奏

最後に一言申し上げます

現下の國際情勢を通觀致しまするに帝國が毅然として本施策を急速

二四〇  
実行致しましたことが英米をして乗せしめず且我目的を達成し得る

最良の方途でありますと確く信じて大本營政府間に意見の完全

なる一致を見た次第で御座います

以上を以て確認金部を終ります

詣みて本聲明の御允裁を仰ぎ度いと存じます

東京の諒停会談に、主として松岡外相と佛國大使アンリー及び泰國代表ワンヴィーとの間に於て、一箇月を費り行はれた。日本は当初佛印側の要求を軽へて、泰側の要求を容認する方針で應んだが、泰側代表の高説的態度を心上とせず松岡外相は、途中から寧ろ佛印側に有利な如く会談を譲轉した。

会談と併行して慶・大本營政府連絡懇談会が開催せられ、会談を主宰する松岡外相との連絡を保持したが、外相は概して独目的構想で行

動し、前記の決定御策を無視する傾向があつた。大本營は松岡外相の無軌道振り手を焼いていた。この間佛側の遷延態度に鑑み、佛印は武力を行使すべしとする諭諭か、陸海軍及び政府の間に繰りかへされ、二月末頃には、一時大本營陸海軍部は武力行使を決意したこともあつた。

三月十一日遂に居中調停は成立した。調停の成立に伴い、日佛及び日泰間で、佛印又は泰が、或三国との間に於ける一切の形に於ける政治的及び軍事的協力をなさざる旨の協定が成立した。然し軍事的協力を主旨とする日泰協定及び日佛印協定は、松岡外相の未だその時機にあらずとする独斷により、交渉を進められ至らず、今後の情勢発展を待つこととなり、大本營側は失望した。

二四二  
当時外電は、極東危機説を流布し、所謂ABCD包围陣の結成を喧傳しつつあつた。

三月十一日駒頭は、突如松岡外相の訪歐を発表し、翌十二日外相は廣島やむ一丸の頭で歓送燃發す。徳富蘇峰曰く、松岡は幸運兒なりと。

#### 三、「時局処理要綱」の清算

以上既述述べた如く、世界情勢の推移に伴う「時局処理要綱」に基く日本の南方進出は、当面先づ對佛印、泰施第の結果を主眼として進められて來た。而して、對兩方武力行使に際しては、「時局処理要綱」決定後間もなく、海軍が消極的態度を示し、又歐洲戰局の沈静化に伴い一般に慎重な考慮を持つて至つたことは既述述べた。

然しその企図を全く放棄したのではなかつた。対荷印、泰蘆策を強行せんとしたのは、その準備でもあつたのである。従つてこの間、大本營陸海軍部は歐洲戦局の推移を睨みながら、蘭印を含む南方問題解決の爲の武力行使に就て、検討を進めつつあつた。

歐洲に於ては、昭和十五年秋对英空襲作戦に失敗したヒットラーは、英本土上陸作戦の企図を放棄し、専ら潜水艦による封鎖作戦に転換し、十二月には早くも反転してソ連と一戦を交へる決意を堅められ至つていた。勿論大本營陸海軍部は、これを察知し得なかつた。

昭和十六年に入るや、独逸の英本土上陸に就ての大本營の期待は、愈々うすれて行つたが、先にも述べた如く、独軍の春季攻勢が英本土に指揮せられた場合があると判断していた。又たとへ独軍の英本土上

陸が行はれぬとも、潜水艦作戦により英本国が屈伏することあるべ

しとの眞理を悟つてはいなかつた。

前記「対佛印、泰施策要綱」決定直後大本營陸軍部内に於ては、主務部局長以下の間で、「対南方施策要綱」なる一案が、概ねまとまつていた。それけ、英蘭を一体不可分と認め、好機を捕捉して馬来及び蘭印に武力を行使し、所謂南方問題を根本的に解決せんとする構想である。然し武藤陸軍省軍務局長は、南方問題は海軍が主役でなければならぬ故、この案を陸軍側から海軍に譲るのを差控へるよう主張し、原則として海軍側からの提案を待つこととした。

二月十日大本營陸軍部の戰爭指導班長は、海軍側の主導者に對し、私案として右「対南方施策要綱」の骨子を提示したところ、海軍側主

務者は即座に、対南方武力行使は即ち対米武力行使であり、英米の分離は不可能である旨を強調した。次で二月十七日には、海軍側主務者参謀本部に來り、海軍側の大体の意向を書類を以て提示した。その骨子は、英米は絶対不可分離して、対南方武力行使は即ち対米戦なる故これが準備を促進するを要す、対英蘭武力行使の準備の如きは、海軍としては既に完了しありといふことであつた。即ち陸軍は、対米戦準備はするも極力これを回避して、南方の武力を行使せんとするべし、海軍は対南方武力行使の方りでは、最初から対米一戦を主張するわけである。此の海軍側の英米不可分論は、極めて強い意見であると認められ、従つて陸軍としては対南方武力行使の実現は至難であるとの感を深くした。

その後陸海軍戦爭指導主務者間の數次の折衝により、三月末頃迄明かとなつた、海軍の南方武力行使に関する結論は次の通りである。

1. 海軍は好機に投する武力行使を考慮しておらぬ。

英敗れたる場合は好機にあらず、寧ろ対日武力重壓は加へるであろう。

2. 海軍の対南方武力行使即対米武力行使の考へに絶対的のものである。

3. 日本は米が対日武力重壓又は全面禁輸を加へ来る場合、始めて南方武力を行使すべきである。

終而して現在は未だ前項の時機ではない。然しその準備は必要である。

右は海軍の動向主張及び思想であつた。陸軍としては、これが同意せざるを得なかつた。この頃、陸軍省機関課に於ては、参謀本部の要求に基き、昭和十六年春頃米英に對し開戦する場合と絶対に戦争を回避する場合と於ける、日本の物的國力の推移判断を研究し、三月二十五日これを參謀本部首腦に報告した。その骨子は次の通りである。

#### 一、開戦の場合

1. 日本の物的國力は、対米英長期戦の遂行に不安あるを免れない。  
即ち戦争才二年終期頃迄は、敵の進撃も破擋するに概ね十分な  
る弾薬力を有するも、その頃、一時液体燃料の懸念を生ずるお  
それあると共に、戦局持久するに従い、經濟抗堪力は動搖する  
であろう。

右の素因は輸入杜絶と生産力擴充の不振に存し、鉄鋼と輕金属とは船舶を著しく消耗せざる限り逐年飛躍の望あるも、稀有金属資源は微弱なる生産力を以てしては、輸入杜絶を僅多く達成するに至り、逐次蓄積を消耗することにより、二箇年を経過しては三箇年以後著しき供給滅ぼ陷入であろう。この液体燃料は、占領地の資源復興開発の進展と蓄積の消耗との中間で、渓谷的状態を生ずるの憂があり、又他方船舶問題は重大化し、特に石炭搬出を減少せしめて全産業の萎縮を來し、且輕工業資源の窮迫が國內問題の頻繁を増加すると認められる。

2. 然し情勢の推移により開戦の余儀なき場合、前述の不安を除く爲めに、対南方作戦を迅速に終了することに努められ、特

印支領を極力破壊から免れしむことが必要である。

又船腹問題が発しては、作戦と經濟との調和に深甚なる考慮を必要とする。

### 二、戦争回避の場合

1. 米英の經濟断交に至らず、その東亞殖民地とも交易相当程度繼續し、且南方諸地域に対する經濟交渉逐次進捗すべきことを条件とすれば、日本の物的國力は当初二箇年は低下するが、爾後逐年若干宛恢復する。

2. 米英との經濟断交に達著すれば、物的國力は急低下し、その恢復も頗る困難である。特に石油の貯蔵量逐年減少し、國力及び戦力は消耗低下する。

3. 右何れの場合に於ても、数年に亘り、日本の國力の飛躍的向上や軍備の本格的擴充は其の実行し難い。

### 三、結論

日本は速かに対蘭印交渉を促進して、大東亜日給圏の確立の勢むると共に、無益なる米英刺戟を避け、極力米英ブロックの資源により國力を培養しつつあらゆる事態に即応し得るの準備を整へることが肝要である。

かくして、大本營陸軍部の大勢も、好機に投する南方武力行使の企圖を全く放棄するに至り、陸軍としては本来の姿に還り、支那事変の処理と対ソ戦備の強化に專念せんとするの氣運が強くなつた。

四月九日の大本營陸軍部は、始めて「對南方施策要綱」海軍案を陸軍

難を提示した。これに対する陸軍としては格別の異見なく、大勢は駆け決していた。恰も翌十日には予想に反し、松岡外相より日ソ中交条約の調印するやも知れずとの飛電が接した。

右海軍纂修する若干の修文が就て、陸海軍間で輕易な折衝が行はれた結果、四月十七日次の如き「对南方施策要綱」の大本營陸海軍部概定が見られて至つた。それは、正しく日米交渉開始の前夜であつた。

#### 对南方施策要綱

一、大東亜共榮圈建設の途上に於て帝國の当面する对南方施策の目的は帝國の自存自衛の爲遠かに綜合国防力を擴充するに在り之が爲（一）帝國と併印、泰閩の軍事、政治、經濟に亘り緊密なる經濟關係を確立す

(二) 帝國蘭印間に緊密なる經濟關係を確立す  
(三) 帝國とその他の南方諸邦間に於ては正常の通商關係を維持する

而努む

二、帝國は外交的施策に依り右目的の貫徹を期するを本則とす

特に速かに佛印、泰との間に軍事的結合關係を設定す

三、前号施策遂行の方り下記事態発生し之が打開の方策なきに於ては

帝國け自存自衛の爲武力を行使す

右の場合に於ける武力行使の目的、目標、時機、方法等に關して

は当時の歐洲戰局の展開並に對ソ情勢を勘案し機を失せず即ち用

む

(一) 英、米、蘭等の対日禁輸により帝國の自存を脅威せられたる場

(二)米国が単独若しくは英、蘭、支那と協同し帝國に対する包團態勢

を逐次加重し帝國国防上忍び得ざるに至りたる場合

四、歐洲戦争に於て英本國の崩壊確実と予察せられ、茲らは本施策  
特に對蘭印外交措置を更に強化し目的達成に努む

五、帝國國內戦時体制の刷新は昭和十五年七月決定「基本策要綱」  
に遼い遠かに実施するものとす

附一、佛印、泰に對する施策は昭和十六年二月一日御裁可の「對佛印、  
泰施策要綱」に據るものとす

二、昭和十五年七月決定の「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱」

中、支那事變の処理未だ終らざる場合に於ける南方施策に關する

二五

事項に本施策要綱に據るものとす

三、支那事変処理完了せる場合、或は世界情勢著しく急変したる場合に於ける對南方施策は其の際更に別途決定せらるものとす

本要綱は、これを大本營政府の連絡会議又は御前会議に提案して國策として決定する予定であつたが、大本營政府共に、尙かに對米交渉の取組をこととなつた爲、そのまま据置きとなつていた。その後六月六日、陸海軍はこれを大本營陸海軍部決定といふことに措置した。

本要綱に於て、依然として佛印、泰との軍事的結合關係の設定を企図しているのは説明を要するであろう。英本園の崩壊確實なる場合に於ても、尙武力行使をしないといひのであれば、從來の如く佛印及び泰の軍事基地を求める必要は一見ない如く思はれる。然るにこの頃に

おける大本營の要求する軍事基地の性格は、既に攻勢から守勢へと変化していた。即ちそれは、本要綱が三項の如き、受けて起つ場合に於て不可缺な軍事基地であつたのである。而してそこには、受けて起つ爲の軍事基地設定が、受けて起たざるを得ざる事態を誘致するといふ因果の関係が存在したのであつた。それを洞察するの聰明ありとするも、日本の最もおそれる米国の対日全面禁油は、ルーズベルト大統領の胸三寸によつて決せられるのである。

以上はともあれ、昭和十五年夏独逸の西方攻勢の勝利を契機として決定せられたる「時局処理要綱」は、これにより実質的けで完全に清算せられたのである。